

仙台市社会福祉審議会における全体会開催の考え方

(令和 4 年 6 月 8 日 審議会決定)

仙台市社会福祉審議会の全体会の開催方法は、以下のとおりとする。

- 1 委員長を選任を行うときは原則として集合開催とする。
- 2 全体会で審議すべき事項がある場合は、原則として集合開催とする。ただし、全体会で取り扱う内容により、委員長が諸般の事情を勘案し、特に直接の議論の必要性は低いと判断した場合は、書面開催等とすることができる。